

第1号訪問事業 単価一覧表

【訪問型サービス費】

類型	サービス区分		単価（単位）	利用回数の上限	
	利用対象	利用頻度・時間			
指定相当訪問型	事業対象者、 要支援1・2	週1回程度・月額	1,176単位 /月	—	
		週2回程度・月額	2,349単位 /月	—	
	要支援2	週2回を超える程度	3,727単位 /月	—	
	事業対象者、 要支援1・2	標準的な内容の指定相当訪問型サービス	45分未満	205単位 /回	—
			45分以上60分未満	277単位 /回	—
			60分以上	287単位 /回	—
		生活援助中心	20分以上45分未満	179単位 /回	上限2,349単位/月 (要支援2は上限3,727単位/月)
	45分以上		220単位 /回	上限2,349単位/月 (要支援2は上限3,727単位/月)	

加算		単価（単位）
初回加算		+ 200単位 /月
生活機能向上連携加算	(I)	+ 100単位 /月
	(II)	+ 200単位 /月
口腔連携強化加算		+ 50単位 /月
介護職員処遇改善加算	(I)	+ 所定単位×137/1000 /月
	(II)	+ 所定単位×100/1000 /月
	(III)	+ 所定単位×55/1000 /月
介護職員等特定処遇改善加算	(I)	+ 所定単位×63/1000 /月
	(II)	+ 所定単位×42/1000 /月
介護職員等ベースアップ等支援加算		+ 所定単位×24/1000 /月

1月に1回まで
令和6年5月31日まで
令和6年5月31日まで
令和6年5月31日まで

※「所定単位」は、訪問型サービス費及び初回加算、生活機能向上連携加算、口腔連携強化加算、同一建物減算により算定した単位数の合計。

減算	減算率
高齢者虐待防止措置未実施減算	訪問型サービス費の単位数の1/100を減算
業務継続計画未策定減算	訪問型サービス費の単位数の1/100を減算
事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上50人未満にサービスを行う場合	所定単位数×90/100
事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数×85/100
事業所において前6月間に提供した指定訪問介護の提供総数のうち、同一敷地内建物等に居住する利用者に提供されたものの占める割合が100分の90以上である場合	所定単位数×88/100

令和7年3月31日まで
適用しない
令和6年11月から適用開始